

# 一般社団法人くすりの適正使用協議会 定款

平成27年8月25日 作成  
平成27年8月25日認証  
平成27年9月3日設立  
令和3年6月10日改定  
令和5年6月22日改定

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人くすりの適正使用協議会（以下「本協議会」という。）と称し、英名では、RAD-AR Council Japanと称する。

RAD-ARとは、Risk/Benefit Assessment of Drugs-Analysis and Responseのことである。

### (主たる事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本協議会は、医薬品を正しく理解し、適正に使用することの啓発活動を通じて、人の健康保持とQOLの向上に寄与することを目的とする。

QOLとは、Quality of Life の略であり「生活の質」と訳され、一人ひとりが人間らしく満足して生活しているかを評価する概念である。

### (事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医薬品リテラシーの育成
- (2) 国民に向けての医薬品情報提供
- (3) 医薬品の適正使用に資するベネフィット・リスクコミュニケーションの促進
- (4) 薬剤疫学の紹介及び啓発
- (5) 会員相互の情報交換及び啓発向上
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 本協議会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関の設置)

第6条 本協議会は、理事会及び監事を置く。

### 第3章　社員及び会員

#### (協議会の構成員)

第7条 本協議会の会員は、本会の「目的」に賛同し、理事会で承認された法人及び個人の会員をもって組織する。ただし、特定会員については、理事長の承認によるものとする。

2 前項で規定する会員をわけて、次の4種類とする。

##### (1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した製薬企業

##### (2) 個人会員

本会の目的に賛同して入会した個人

##### (3) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した団体及び製薬企業以外の企業

##### (4) 特定会員

正会員以外の「くすりのしおり」を作成する製薬企業

3 本協議会の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (入会及び会員代表の変更)

第8条 会員として入会しようとする法人又は個人は、別に定める入会申込書を理事会に提出し申し込むものとする。ただし、特定会員については、理事長に提出し申し込むものとする。

2 正会員、個人会員および賛助会員の入会は、理事会において可否を決定し、これを法人又は個人に通知するものとする。

3 正会員は、本協議会に対して代表者として、その権利を行使する1名（以下「会員代表」）を定め理事長に届けなければならない。

4 正会員は、会員代表を変更する場合、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

#### (入会金及び会費等)

第9条 会員は、細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び年会費の決定に当たっては、理事長が理事会の承認を経て、総会に報告し意見を聞かなければならない。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出し承認されることにより、退会することができる。ただし、特定会員は、理事長に退会届を提出し、承認されることにより退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

- (2) 本協議会の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく第9条の会費支払義務を2年以上履行しなかつたとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該法人会員が解散し、又は破産・倒産したとき及び個人会員が死亡したとき
- (4) 第7条第1項の資格要件を満たさなくなったとき。

## 第4章 役員

(役員の設置)

第13条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち理事長1名を置くほか、副理事長1名を置くことができる。
- 3 前項の理事長を一般法人法に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の代表者（会員代表）、その役員又は理事会が推薦する者のうちから選任する。ただし、総会において必要と認めたときは、これらの者以外から理事を選任することができる。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事長は、本協議会を代表し、本協議会の業務を掌理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。また、その結果について総会に報告する。
- 4 理事長及び副理事長は毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) 理事会の業務執行状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したとき若しくは不正の恐れがあると認めるとき、又は法令、定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める

- ときは、その旨を理事会及び総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときに、理事会の招集を請求し、一般法人法で定めるところにより理事会を招集すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の財産及び会計ならびに業務の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度終了後に開催する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度終了後に開催する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。また、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(構成)

- 第20条 総会は、すべての社員をもって構成し、総会における議決権は社員1名につき、1個とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第21条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 入会金及び会費の改定
  - (6) 会員の除名
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

- 2 総会は、法令で定められた事項を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開 催)

- 第22条 本協議会の総会は、定時総会（通常総会）及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

(招 集)

- 第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、開催日時、場所及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 総会の議長は、理事長が務める。

(決 議)

- 第25条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 解散
- (2) 合併
- (3) 事業譲渡
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、第1項の決議を行わなければならない。監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

- 第26条 総会に出席できない社員は議決権の行使を委任することができる。
- 2 理事会において総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権行使できることを定めた

ときは、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 3 前2項の場合において、議決権の行使を委任した者又は書面もしくは電磁的方法をもって議決権を行使した者は総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 第20条で規定する者の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する）
  - (3) 審議事項、決議事項及び報告事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第28条 本協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (2) 正会員、個人会員、賛助会員の入会及び退会の承認
- (3) 事業計画及び予算の決定並びに業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 理事会会務の執行についての事項
- (7) その他、理事長が必要と認めた事項

#### (開催)

第30条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、前項のほか次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
  - (3) 第16条第1項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長または予め理事長が指名した理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、開催日時、場所及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長が務める。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、この定款で別に定める場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなし、理事会の決議を省略できる。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 第28条で規定する者の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項、決議事項及び報告事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会議事録に署名又は記名押印する者を理事会に出席した理事長及び監事とすることができる。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第36条 本協議会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会員会費収入
- (2) 会員入会金収入
- (3) 寄附金品

- (4) 収益事業収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協議会の財産は、理事長が管理する。その方法は理事会で別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協議会の経費は、第36条の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本協議会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号、第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、社員名簿及び会員名簿のうち、個人の住所、個人の電話などの個人情報については一般の閲覧に供しないものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協議会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 本協議会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

2 本協議会は、剰余金を分配することができない。

## 第9章 雜 則

(施行細則)

第44条 本協議会の事業を運営するために必要な細則は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

上記は当法人の定款の原本と相違ありません。

主たる事務所 東京都中央区日本橋小網町12番7号  
日本橋小網ビル

名 称 一般社団法人くすりの適正使用協議会

代表理事 傑木登美子